

坂戸市イメージキャラクターさかろんイラスト等使用取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、坂戸市イメージキャラクター「さかろん」（以下「キャラクター」という。）のイラスト等を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用できるもの）

第2条 何人も、キャラクターのイラスト等を使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (2) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (3) 自己の商標や意匠として独占的に使用しておそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他その使用が不適當であると市長が認めるとき。

（使用承認の申請）

第3条 キャラクターのイラスト等を使用しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、さかろんイラスト等使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 営利を目的として使用する場合
- (2) キャラクターを立体物又は動画で使用する場合
- (3) その他市長が必要と認める場合

（使用承認の決定）

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、使用の承認の可否を決定し、使用を承認した場合にあってはさかろんイラスト等使用（変更）承認通知書（様式第2号）により、使用を承認しない場合にあってはさかろんイラスト等使用（変更）不承認通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による使用の承認の決定に条件を付することができる。

（使用承認の有効期間）

第5条 前条の規定による使用の承認の決定（以下「使用承認の決定」とい

う。)の有効期間は、無期限とする。ただし、キャラクターのイラスト等を使用した商品を販売する場合における使用承認の決定の有効期間は、使用承認の決定のあった日から起算して2年を経過する日の属する年度の末日までとする。

(使用料)

第6条 キャラクターのイラスト等の使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用承認の決定を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) キャラクターのイラスト等は、使用承認の決定を受けた内容に限り使用し、市長が付した条件に従うこと。
- (2) 坂戸市及びキャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変等の応用使用はしないこと。
- (4) キャラクターのイラスト等を使用する際は、「坂戸市イメージキャラクター「さかろん」」又は「©坂戸市2016」の付記をすること。
- (5) キャラクターのイラスト等を使用して作成し、又は製造する物件(以下「使用物件」という。)は、完成後、速やかに市長に提出すること。ただし、使用物件の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。
- (6) キャラクターのイラスト等を使用した商品を販売する場合は、当該年度終了後1か月以内に、さかろんイラスト等使用商品等販売状況報告書(様式第4号)を提出すること。

(権利設定の禁止)

第8条 使用者は、キャラクターの使用物件について、商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

(使用承認の変更の決定)

第9条 使用者は、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、さかろんイラスト等使用変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第4条の規定は、使用承認の変更の決定について準用する。

(使用承認の取消し)

第 10 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により使用承認の決定を受けたことが判明したとき。

(3) その他市長が不適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、さかろんイラスト等使用承認取消通知書（様式第 6 号）により、当該使用者に通知するものとする。

3 第 1 項の規定により使用の承認を取り消された者は、前項の規定による通知書の通知があった日以後、当該使用物件を使用してはならない。

4 市長は、第 1 項の規定により使用承認の決定を取り消したときは、その使用者に対し、当該使用物件の回収を求めることができる。

（責任の制限）

第 11 条 前条第 1 項の規定により使用承認の決定を取り消した場合、使用者に損害が生じても、市は、その責めを負わない。

2 使用者がキャラクターのイラスト等の使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合については、市は、損害賠償、損害補償その他の法律上の責任を負わない。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。